

【付録⑥】

2011年3月11日
2010年度第8回運営委員会

研究分科会会員の中途入会に伴う事務手続きについて（申し合わせ）

研究分科会会員の中途入会に伴う事務手続きについて、以下の手順によることを申し合わせる。

- ・ 中途入会の申込み
正会員への中途入会を希望する場合、参加希望者所属大学図書館より「中途参加申込書（機関用）」および「参加申込書（個人票）」を月例会担当理事校に郵送する。個人会員への中途入会を希望する場合は、参加希望者本人または参加希望分科会代表者より「参加申込書（個人票）」を、月例会担当理事校宛メールにて送信する。
- ・ 参加希望分科会代表者による承認
月例会担当理事校より分科会代表者に「研究分科会中途参加希望者名簿」をメールにて送付、分科会代表者が諾否を記載の上、月例会担当理事校に返信する。
- ・ 入会可否の通知
代表者の承認が得られた場合には月例会担当理事校にて決定通知書を作成、私立大学図書館協会東地区部会研究部の公文書番号を研究部担当理事校より取得し、公文書として関係先にメールにて送信する。公文書は、正会員の場合は、参加希望大学図書館長宛、参加希望者宛、参加希望分科会代表者宛の3通とする。個人会員の場合は、参加希望者宛、参加希望分科会代表者宛の2通とする
- ・ 中途入会者への助成金の支給について
中途入会者の入会が予算計画書提出前に承認された場合、助成金は中途入会者を含めた会員数を元に算出し、支給する。助成金支給後に入会が承認された場合、代表者の申請により、承認時期に応じた以下の割合を基準に、運営委員会にて支給額を決定する。なお、会員が入れ替わる形での退会・入会となる場合には助成金の追加支給は行わない。

7月末までに承認された場合	: 100%支給
8月以降11月末までに承認された場合	: 50%支給
12月以降承認された場合	: 支給しない

以上